鳥取市用瀬町運動公園

改正後

区分				利用料金
野球場	グラウンド	入場料を徴収する場合	一般	1時間につき1,600円
			職業野球	1時間につき10,000円
		入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき500円
			小学生、中学生	1時間につき200円
			高齢者	1時間につき250円
			障害者等	無料
	照明施設	全灯		10分間につき600円
		半灯		10分間につき300円
	スコアーボード、記録放送室			1室につき1,000円
	選手控室			1室につき500円
	本部室、審判控室、役員控室			1室につき1,000円
テニスコート	コート	一般		1面1時間につき400円
		小学生、中学生、高齢者		1面1時間につき200円
		障害者等		無料
	照明施設			1面1時間につき300円
いこいの広場				1時間につき250円
屋外ステージ				1時間につき120円
ゲートボール場				1時間につき250円
多目的グラウンド	全面利用	一般		1時間につき500円
		小学生、中学生、高齢者		1時間につき250円
		障害者等		無料
	半面利用	一般		1時間につき250円
		小学生、中学生、高齢者		1時間につき100円
		障害者等		無料
パットゴルフ場				1時間につき250円
ローラー滑り台				1時間につき250円
管理棟	多目的ホール			1時間につき250円
カヌー水	キャンプ場			テント1張1泊につき200円

改正前

区分				金額
野球場	グラウンド	午前7時～午後5時	一般	4時間以内3,000円
				8時間以内5,000円
			小学生、中学生、高校生	4時間以内1,500円
				8時間以内2,500円
		午後5時～午後10時	一般	1時間につき1,000円
			小学生、中学生、高校生	1時間につき500円
	照明施設	全灯		10分間につき600円
		半灯		10分間につき300円
	スコアーボード又は記録放送室			1室につき1,000円
	選手控室			1室につき500円
	本部室、審判控室又は役員控室			1室につき1,000円
テニスコート	コート			1面1時間につき200円
	照明施設			1面1時間につき300円
いこいの広場				1時間につき250円
屋外ステージ				1時間につき120円
ゲートボール場				1時間につき250円
多目的グラウンド	半面利用			1時間につき250円
	全面利用			1時間につき370円
パットゴルフ場				1時間につき250円
ローラー滑り台				1時間につき250円
管理棟	多目的ホール			1時間につき250円
カヌー水辺公園	キャンプ場			テント1張1泊につき200円
	炊事施設			1人1日につき100円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　入場料を徴収する場合の利用料金は、この表に定める額の10割増の額とする。

3　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

辺公園	炊事施設	1人1日につき100円

備考

1　1時間未満は、1時間とする。

2　附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。

3　「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

4　「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその付添人

(2)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

5　日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で野球場（グラウンドに限る。）、テニスコート（コートに限る。）又は多目的グラウンドを利用する場合は、無料とする。

4　次の各号のいずれかに掲げる者が利用する場合は、無料とする。

(1)　65歳以上の者

(2)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

(3)　介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者

5　小学生、中学生又は高校生が日曜日、土曜日及び祝日に個人で利用する場合は、無料とする。